

6 解散をする場合

NPO法人は、次の事由により解散します。

〔解散事由〕

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (4) 社員の欠亡（ひとりもいなくなる事）
- (5) 合併
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立の認証の取消し

【社員総会の決議により解散する場合の手続の流れ】

① 社員総会の開催

- ・ NPO法人の解散について決議をします。
- ・ 残余財産の処分方法について決定します。
- ・ 清算人を選任します。（原則として理事が清算人に就任します。総会でその他の者を選任することも可能です。）

② 解散の登記〔法務局〕

- ・ 清算人は、法務局にNPO法人の解散と清算人を登記します。（2週間以内に登記が必要です。併せて清算人の印鑑を届出ます。）
- ・ 解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となり、清算の範囲内で存続することとなります。

③ 解散届出書の提出〔大阪市〕

- ・ 清算人は、大阪市へ「解散届出書（第11号様式）」を提出します。
（添付書類：解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書）

④ 解散公告

- ・ 清算人は、就職の日から遅滞なく公告を行い、債権者に対し2か月以上の一定の期間内に債権を請求するように催告する必要があります。（公告は、法の規定により「官報」で行うこととされていますが、定款に、官報以外の方法を併せて行う規定を置いている場合にあっては（ア）解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び（イ）清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、官報に掲載して行う方法に加え、定款に定められた公告の方法で行う必要があります。）

⑤ 清算の終了

- ・ 清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書（第13号様式）」を大阪市に提出します。
- ・ 清算人は、債権者に債務の支払等を行い、残余財産を帰属先に引き渡します。
- ・ 清算人は、法務局に清算終了の登記をします。（法人格の消滅）

⑥ 清算終了届出書の提出〔大阪市〕

- ・ 清算人は、大阪市に「清算終了届出書（第14号様式）」を提出します。
（添付書類：清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書）

【 解散総会の議事録 様式例 】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇総会議事録

解散総会議事録は大阪市への提出は不要ですが、法務局（登記所）への解散登記申請の際には添付が必要です。

1. 日 時： 年 月 日 時 分から 時 分まで

2. 場 所：

3. 出席正会員数： 名（うち委任状出席者数 名） 正会員総数 名

定款に規定された定足数が必要です。

4. 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇の総会において、上記のと通りの者が出席した。理事長〇〇〇〇氏は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので、有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。

5. 議 事

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。

清算人 〇〇〇〇

定款で議事録署名人の選任を定めている場合は、記載が必要です。

6. 議事録署名人の選任

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、以下のとおり、全員異議なく承認した。

選任された議事録署名人 〇〇〇〇、〇〇〇〇

議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長及びに議事録署名人は、次に署名をする。

年 月 日

議 長 〇〇〇〇
議事録署名人 〇〇〇〇
議事録署名人 〇〇〇〇

「署名押印」や「記名押印」等、定款に定めたとおりとしてください。

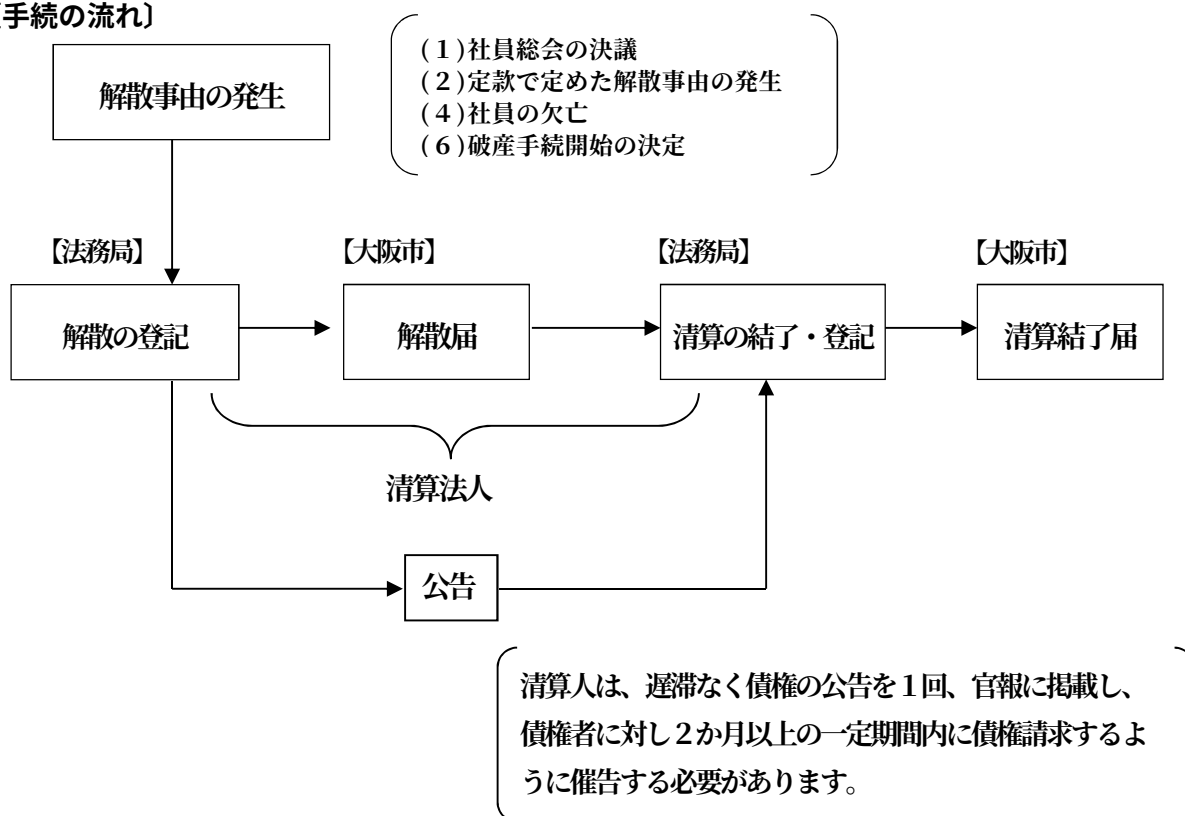
(1) 解散届

NPO法人が、62 ページ「解散事由」の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人により、大阪市長に届出が必要です。

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部数
1	特定非営利活動法人解散届出書 (第11号様式)	65	1部
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (原本)		1部

〔手続の流れ〕



官報について

官報は「法律等の公布紙・国の広報紙」として明治16年7月2日に創刊された全国紙です。
法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。
公告の方法や料金については、官報販売所にお問い合わせください。

大阪府官報販売所 (株) かんぼう 大阪市西区江戸堀1-2-14 <肥後橋駅5号A出口前>
TEL 06-6443-2171

解散届出書【第 11 号様式】

(市細則で定めた様式です。様式どおり作成してください。)

1部提出

特 定 非 営 利 活 動 法 人 解 散 届 出 書

郵送の場合は投函日、
持参の場合は持参日を記入

年 月 日

大 阪 市 長 様

定款で規定した正式名称を記載
してください。

例:特定非営利活動法人〇〇、
NPO法人〇〇 等

特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称

清 算 人 住 所

清算人の住所・氏名等
を記載してください。

ふ り が な

氏 名

電 話 番 号 ()

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第 31 条第 4 項
の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非
営利活動法人の
主たる事務所の
所 在 地

解散の事由を記載してください。

- 1 号 社員総会の決議
- 2 号 定款で定めた解散事由の発生
- 4 号 社員の欠亡
- 6 号 破産手続開始の決定

解 散 の 事 由

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 号による解散

解 散 の 理 由
及 び 経 緯

解散の理由及び経緯を具体的に記載してください。

残 余 財 産 の
処 分 方 法

- ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社
団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款
に定めた者に帰属します。
- ・また、定款に定めがない場合は、大阪市長の認証を得ることで、国又は地方公共
団体に帰属させることができます。
- ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。

添 付 書 類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

備 考

下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を記入すること。

(2)清算終了届

清算人は、清算終了後に、登記事項証明書を添えて、大阪市長に届出が必要です。

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部数
1	特定非営利活動法人清算終了届出書 (第 14 号様式)	6 6	1 部
2	当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をした ことを証する登記事項証明書 (原本)		1 部

清算終了届出書【第 14 号様式】

(市細則で定めた様式です。様式どおり作成してください。)

1部提出

特 定 非 営 利 活 動 法 人 清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

大阪市長 様

郵送の場合は投函日、
持参の場合は持参日を記入

定款で規定した正式名称を記載
してください。

例:特定非営利活動法人〇〇、
NPO法人〇〇 等

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふ り が な

氏 名

電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名等を
記載してください。

特定非営利活動法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届出
をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(3)解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場合は、大阪市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部数
1	特定非営利活動法人解散認定申請書 (第10号様式)	67	1部
2	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書類		1部

解散認定申請書【第10号様式】

(市細則で定めた様式です。様式どおり作成してください。)

1部提出

特 定 非 営 利 活 動 法 人 解 散 認 定 申 請 書	
郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日を記入 年 月 日	
大阪市長 様	
定款で規定した正式名称を記載してください。 例: 特定非営利活動法人〇〇、 NPO法人〇〇 等 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 代表者の氏名 主たる事務所の電話番号 ()	
特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載してください。 ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。 ・また、定款に定めがない場合は、大阪市長の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。 ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。
残余財産の処分方法	
添付書類	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

(4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡する場合を除き、国庫に帰属します。

国又は地方公共団体に譲渡しようとする場合は、大阪市長に認証申請を行い、認証を受ける必要があります。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。（認証までは概ね2か月と2週間が必要です。）

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部数
1	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書（第13号様式）	68	1部

残余財産譲渡認証申請書【第13号 様式】

（市細則で定めた様式です。様式どおり作成してください。）

1部提出

特 定 非 営 利 活 動 法 人 残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書	
郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日を記入	
年 月 日	
大 阪 市 長 様	
特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	
清 算 人 住 所	
ふ り が な	
氏 名	
電 話 番 号 ()	
清算人の住所・氏名等を記載してください。	
解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。	
解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	譲渡を受ける者の欄には、国又は地方公共団体の名称を記載してください。なお、譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡する財産を個別に記載してください。
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	上記の譲渡を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください。

(5)清算人の就職届

清算人が変更した場合など、NPO法人の清算中に清算人が就職した場合は、登記事項証明書を添えて、大阪市長に届出が必要です。

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部 数
1	特定非営利活動法人清算人就職届出書 (第 12 号様式)	6 9	1 部
2	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書		1 部

清算人就職届出書【第 12 号様式】

(市細則で定めた様式です。様式どおり作成してください。)

1部提出

特 定 非 営 利 活 動 法 人 清 算 人 就 職 届 出 書		
郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日を記入		
年 月 日		
大 阪 市 長 様		
特定非営利活動法人の名称		
清算人 住 所		
ふ り が な		
氏 名		
電 話 番 号 ()		
清算人の住所・氏名等を記載してください。		
特定非営利活動法人の清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、次のとおり届出をします。		
清算中の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地		
就職した清算人のふりがな氏名	住 所	就 職 年 月 日
添 付 書 類	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	